（教諭等の数等）

第七条　複数の部又は学科を設置する特別支援学校には、相当数の副校長又は教頭を置くものとする。

2　特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

3　教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

（養護教諭等）

第八条　特別支援学校には、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の数等に応じ、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の児童等の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

（実習助手）

第九条　高等部を置く特別支援学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

（事務職員の数）

第十条　特別支援学校には、部の設置の状況、児童等の数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

（寄宿舎指導員の数）

第十一条　寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿する児童等の数等に応じ、相当数の寄宿舎指導員を置かなければならない。

（他の学校の教員等との兼務）

第十二条　特別支援学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができることとする。

第四章　施設及び設備

（一般的基準）

第十三条　特別支援学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎及び運動場の面積等）

第十四条　校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2　校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

（校舎に備えるべき施設）

第十五条　校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

一　教室（普通教室、特別教室等とする。ただし、幼稚部にあっては、保育室及び遊戯室とする。）

二　自立活動室

三　図書室（小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校に限る。）、保健室

四　職員室

2　校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

（その他の施設）

第十六条　特別支援学校には、校舎及び運動場のほか、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあっては体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校具及び教具）

第十七条　特別支援学校には、障害の種類及び程度、部及び学科の種類、学級数及び幼児、児童又は生徒の数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2　前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十八条　特別支援学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三章及び第四章の規定並びに別表の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2　第三章及び第四章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

（学校教育法施行規則の一部改正）

3　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第百十八条中「設置基準」を「設備、編制その他設置に関する事項」に、「この章に規定する」を「この章及び特別支援学校設置基準（令和三年文部科学省令第四十五号）に定める」に改める。

第百二十条から第百二十三条までを次のように改める。

第百二十条から第百二十三条まで　削除

（特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止）

4　特別支援学校の高等部の学科を定める省令（昭和四十一年文部省令第二号）は、廃止する。

別表（第十四条関係）

イ　校舎の面積

学校の種類	部の種類	幼児、児童又は生徒数	面積（平方メートル）
視覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	一人以上五人以下	190
		六人以上	190＋18×（幼児数－5）
	小学部又は中学部	一人以上十八人以下	1110
		十九人以上百八人以下	1110＋24×（児童又は生徒数－18）
		百九人以上	3270＋16×（児童又は生徒数－108）
	幼稚部、小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部	一人以上二十四人以下	1410
		二十五人以上百四十四人以下	1410＋17×（生徒数－24）
		百四十五人以上	3450＋13×（生徒数－144）
	幼稚部、小学部又は中学部を置く学校の高等部	一人以上二十四人以下	480
		二十五人以上百四十四人以下	480＋21×（生徒数－24）
		百四十五人以上	3000＋13×（生徒数－144）